



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年3月1日金曜日 第3056号

## ◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	109
指定医療機関の変更.....	( " ) ...	109
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ) ...	109
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...	110
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...	110
地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	110
農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	110
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	(水産課) ...	110
公共測量の終了の通知(2件).....	(道路維持課) ...	111
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	111
道路の区域変更(県道大西波止浜港線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	111
道路の区域変更(一般国道197号).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	112

## 公 告

技能検定の実施(前期).....	(労政雇用課) ...	112
技能検定の実施(随時).....	( " ) ...	113

## 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	(選挙管理委員会) ...	113
---	---------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第141号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成31年3月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人青峰会くじらクリニック	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	平成30年11月1日
しおたファミリア歯科&矯正歯科	大洲市新谷乙367番地1	平成31年1月1日
ブレひまわり薬局松木店	新居浜市松木町4番15号	平成31年1月1日
すみれ調剤薬局	今治市石井町四丁目5番50号アイディヒルズ102号	平成31年2月1日

### ○愛媛県告示第142号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成31年3月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(变更后) Dクリニック駅前医院	新居浜市坂井町一丁目7番4号	平成30年12月1日

(变更前)  
駅前医院

### ○愛媛県告示第143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成31年3月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人青峰会くじら病院	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	平成30年10月31日
大野歯科医院	八幡浜市1355-29	平成30年12月31日
しおたファミリア歯科&矯正歯科	大洲市新谷乙367番地1	平成30年12月31日
白石医院	今治市伯方町木浦甲1229番地の1	平成30年12月31日
長山歯科医院	北宇和郡鬼北町大字奈良4048番地2	平成30年12月31日
すみれ調剤薬局	今治市石井町四丁目5番50号アイディヒルズ102号	平成31年1月31日

○愛媛県告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成31年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ヤサカ薬局	伊予市灘町26番地	アロマ薬局	伊予市灘町26番地	平成31年 1月31日
株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原三丁目5-36	フロンティア薬局宇和町店	西予市宇和町卯之町五丁目24-1	平成31年 2月 1日

○愛媛県告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成31年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ヤサカ薬局	伊予市灘町26番地	アロマ薬局	伊予市灘町26番地	平成31年 1月31日
株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原三丁目5-36	フロンティア薬局宇和町店	西予市宇和町卯之町五丁目24-1	平成31年 2月 1日

○愛媛県告示第146号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
松山市	勝岡地区の一部	平成28年度から平成30年度まで	松山市（勝岡地区の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成31年 3月 1日

○愛媛県告示第147号

平成31年 1月24日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁

業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成31年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
有限会社 エイ・コム・エス	愛媛県西条市	愛媛県西条市周布21-25番1ほか7筆	11,396
日 野 紘 嗣	愛媛県西条市	愛媛県西条市丹原町池田1393番1ほか1筆	3,701

2 認可年月日

平成31年 2月20日

○愛媛県告示第148号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成31年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町三机乙872 稲井 太郎	西宇和郡伊方町三机乙2800 松澤 勇佑	西宇和郡伊方町三机乙2874 梶原 太一	三 机	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町大江154 - 1 佐々木 学	西宇和郡伊方町大江154 - 1 佐々木 隆宏	西宇和郡伊方町大江360 木村 庄太郎	大志小 江津島	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成31年3月1日から15日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局産業経済部 八幡浜支局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
---------------------------	------------------------

○愛媛県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年3月1日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（デジタル航空写真撮影、3級水準測量観測、地図情報レベル500 数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 平成30年8月8日から平成31年2月15日まで
- 3 作業地域 伊予郡砥部町（砥部処理区）

○愛媛県告示第150号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、山鳥坂ダム工事事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年3月1日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 平成30年11月7日から平成31年2月14日まで
- 3 作業地域 大洲市肱川町

○愛媛県告示第151号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年3月1日

愛媛県知事 中村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第6470号	平成28年11月4日	越智俊夫電気商会	越智 俊夫	今治市大西町九王甲1152	平成31年1月7日	電気工事業	建設業の廃止（法人成り）
(般-28)第9186号	平成28年8月15日	(有)新栄住設	渡辺 保	新居浜市神郷2-5-1	平成31年1月18日	消防施設工事業	建設業の廃止（一部）
(般-29)第17975号	平成29年8月3日	南海表具	鈴木 昭南	西条市大町264-7	平成31年1月29日	内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大西波止浜港線	今治市大西町星浦甲17番3地先から同町紺原甲1295番2地先まで 及 び 今治市大西町星浦甲27番7から同町九王甲2070番5まで	旧	メートル 43~25.4  11.1~46.5	キロメートル 3.014  2.180	
		今治市大西町星浦甲27番7から同町九王甲2070番5まで	新	11.1~46.5	2.180	

○愛媛県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3759番	旧	メートル 20.7~22.0	キロメートル 0.025	
			新	32.2~72.7	0.025	

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成31年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、横中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	1級及び2級
造園、鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成31年 6月 7日（金）から 9月10日（火）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
造園、鋳造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級	平成31年 7月14日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、	1級及び2級	平成31年 8月25日(日)
金属熱処理	3級	
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、横中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	1級及び2級	平成31年 9月 1日(日)

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装及びフラワー装飾

1級及び2級

平成31年 9月 8日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成31年 4月 3日（水）から16日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内  
愛媛県職業能力開発協会

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成31年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
さく井、鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装	2級及び3級
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎級

注1 2級の試験については、当該職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができる。

2 3級の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成31年 4月 1日（月）から平成32年 3月31日（火）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成31年 4月 1日（月）から平成32年 3月31日（火）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内  
愛媛県職業能力開発協会

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）

の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 3月 1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
新居浜市立別子銅山 記念図書館	省略	<u>200</u>	新居浜市立別子銅山 記念図書館	省略	<u>300</u>
省略			省略		